
平成24年 第9回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

平成24年12月21日 (金曜日)

議事日程 (第3号)

平成24年12月21日 午前9時00分開議

- 日程第1 承認第6号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第2 議案第53号 大刀洗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第54号 大刀洗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第46号 大刀洗町企業誘致奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第47号 福岡県市町村災害共済基金組合同規約の変更について
- 日程第6 議案第48号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 日程第7 議案第49号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第8 議案第50号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第9 議案第51号 平成24年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第52号 平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第11 議案第55号 大刀洗診療所の指定管理者の指定について
- 日程第12 発議第5号 大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 閉会中の継続調査申出について(総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会運営委員会)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 承認第6号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第2 議案第53号 大刀洗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第54号 大刀洗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第46号 大刀洗町企業誘致奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第47号 福岡県市町村災害共済基金組合同規約の変更について
- 日程第6 議案第48号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 日程第7 議案第49号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第8 議案第50号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第9 議案第51号 平成24年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第52号 平成24年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第55号 大刀洗診療所の指定管理者の指定について
- 日程第12 発議第5号 大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会運営委員会）
-

出席議員（12名）

1番	平田 信將	2番	黒木 徳勝
3番	後藤 晴一	4番	平山 賢治
5番	山田 英敏	6番	林 威範
7番	安丸眞一郎	8番	花等 順子
9番	平田 一成	10番	森田 勝典
11番	山内 剛	12番	長野 正明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 今村 敏則

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	佐藤 嘉洋
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	棚町 守俊
税務課長	……………	東 義一	健康福祉課長	……………	大浦 克司
企画財政課長	……………	川原 久明	産業課長	……………	矢野 孝一
建設課長	……………	野瀬 勉	学校教育課長	……………	矢野 壽夫
会計課長	……………	原野 重喜	生涯学習課長	……………	福永 康雄
住民課長	……………	山本 浩	総務秘書係長	……………	高良 朝子
人事法制係長	……………	田中 豊和	財政係長	……………	平田 栄一

開議 午前9時00分

○議長（長野 正明） 皆さん、おはようございます。本日の議事日程の中で、日程第11、議案第55号大刀洗診療所の指定管理者の指定についてと、日程第12、発議第5号大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてが、追加議案として上程をされております。

それでは、ただいまから平成24年第9回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 承認第6号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（長野 正明） 日程第1、承認第6号平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから承認第6号平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

日程第2. 議案第53号 大刀洗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第2、議案第53号大刀洗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第53号大刀洗町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第3. 議案第54号 大刀洗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第3、議案第54号大刀洗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第54号大刀洗町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第4. 議案第46号 大刀洗町企業誘致奨励条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第4、議案第46号大刀洗町企業誘致奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 提案理由の中に、本町に進出する事業所の定義をより具体化するというのが目的とされています。で、事業所を新設する場合、5名以上の従業員というふうに書いてあるんですが、その従業員の定義が非常に曖昧だというふうに感じます。

久留米市の産業立地促進条例を見ますと、固定資産総額が5,000万以上、常時、従業員が5名以上というふうに記載をされています。で、常時従業員が常時使用する従業員としては、役員、家族、パート、バイトを除いた正社員として雇用されている方というふうな、非常に明確な定義がされています。

この今回の誘致条例の従業員に関しては、5名以上の雇用というところで、短時間労働者か、

長時間労働者なのか、正社員なのか、役員の家族でもいいのか、その辺が非常に曖昧なので、今後、こういうふうな進出をしようとしてされてくる、していただけるような企業とトラブルにならないためにも、雇用に関しても明確にしておいたほうが良いと思うのですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） それでは、林議員の質問にお答えいたします。

確かに、そういうふうにはっきりしたことが位置づけておければ、もちろんいいんでしょうけども、とりあえず企業条例の中で、2条の中で、従業員とはということで、2条の5号ですけども、「従業員」とは当該事業所の1日の労働時間に満たる者で、かつ6カ月以上勤務している者ということで、一応、定義をしておりますから、それに見合うような方をということで考えております。

○議員（6番 林 威範） 載っていますですかね。

○産業課長（矢野 孝一） もちろん、その規則等で、再度、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

○議員（6番 林 威範） はい。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第46号大刀洗町企業誘致奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5. 議案第47号 福岡県市町村災害共済基金組合同規約の変更について

○議長（長野 正明） 日程第5、議案第47号福岡県市町村災害共済基金組合同規約の変更についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第47号福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第6. 議案第48号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について

○議長（長野 正明） 日程第6、議案第48号福岡県市町村災害共済基金組合の解散についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第48号福岡県市町村災害共済基金組合の解散についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第7. 議案第49号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について

○議長（長野 正明） 日程第7、議案第49号福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第49号福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第8. 議案第50号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（長野 正明） 日程第8、議案第50号平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 16ページの運動公園管理費で、溝の清掃代として254万7,000円が計上されております。これは平成5年から全然、側溝の溝上げをしてないということですが、とても多額になっておりますし、現在、校区センターなんかは、利用者ですとか管理運営委員会の委員さんとその利用者で、毎年、大掃除っていいですか、そういうことをやっております。

それで、これは仕方がないといえども、今後、そういう毎年に1回ぐらい、そういう作業をやっていかれてはいいかと思いますが、そういうお考えはありませんでしょうか。

○議長（長野 正明） 福永生涯学習課長。

○生涯学習課長（福永 康雄） 花等議員の御質問にお答えします。

今年度は平成5年以来してないということですので、とりあえずいたしますけども、次年度からにつきましては、毎年2月に、各運動施設の調整会議をしております。その際に提案をして、極力、使ってある皆様方が自主的にしていただくというふうなことで提案をして、今後、そういう清掃を検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第50号平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 9. 議案第 5 1 号 平成 2 4 年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）に
ついて

○議長（長野 正明） 日程第 9、議案第 5 1 号平成 2 4 年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正
予算（第 2 号）についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 1 号平成 2 4 年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につい
てを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 10. 議案第 5 2 号 平成 2 4 年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
について

○議長（長野 正明） 日程第 10、議案第 5 2 号平成 2 4 年度大刀洗町下水道事業特別会計補正
予算（第 4 号）についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 2 号平成 2 4 年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につい
てを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 1 1 . 議案第 5 5 号 大刀洗診療所の指定管理者の指定について

○議長（長野 正明） 日程第 1 1、議案第 5 5 号大刀洗診療所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第 5 5 号 大刀洗診療所の指定管理者の指定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） おはようございます。住民課の山本でございます。それでは、私のほうから、議案第 5 5 号大刀洗診療所の指定管理者の指定についての提案理由及び内容についてを説明申し上げます。

提案理由といたしましては、指定管理者の指定につきましては、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得ることが必要となっております。今回、追加議案として改めて上程させていただいた次第でございます。

内容等につきましては、先ほど朗読がございましたように、大刀洗診療所の指定管理者の指定をお願いするものでございます。

指定管理者としましては、小郡市のほうの社団法人シマダ、嶋田病院のほうをお願いすることになります。

期間といたしましては、2 5 年の 4 月 1 日から 3 5 年の 3 月 3 1 日までの 1 0 年間でございます。

参考資料といたしまして、下のほうに、その団体の内容等についてを記載させていただいております。

設立年月日が、昭和 3 7 年の 9 月でございます。資本金が 4, 5 0 0 万円。業務内容といたしましては、救急科、消化器内・外科等を含めまして 2 4 診療科目となっております。病床数につきましては、1 ページをおはぐりいただきますと、1 5 0 床を有しているものでおられます。

平均入院数につきましては、1 日当たり 1 4 6 . 1 人ということで、利用者の稼働率につきましては、9 7 . 4 % と極めて高い水準でございます。

それから、平均外来数が 1 日当たり 1 3 9 人となっております。

また、地域支援病院の指定のほうも受けておられます。

表のほうに戻っていただきたいと思っております。今回の指定管理者の収入でございますけれども、

条例のほうにも定めておりますように、利用料金収入、いわゆる診療報酬のほうでございます。それと、あと指定管理料といたしまして、町の診療所については交付税算定がされておりますので、その分と、もう一つは、手数料収入相当額ということで、手数料については、一旦、町のほうの収入となりますので、それに見合う分を指定管理としてお返しするという形でございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしく御協力のほどお願い申し上げます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 先日の全協の中での説明がございました。そこで、レントゲンですか、エコーとか心電図なんかの医療器具を町のほうで購入するというお話でしたが、この購入費は総額どれくらいになるのでしょうか。それと、診療手数料は大体年間幾らぐらいあるのでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 詳しくに積算というかしておりませんが、レントゲンのほうが、大体1,000万か1,500万というふうに聞いております。これは定価があつてないようなものだというのでございますので、お聞きしたところによると、嶋田病院さんのほうは、初期投資のほうについては5,000万ぐらいかかるんじゃないかというふうに算定されておりますので、その中に金額は含まれているのかというふうに推察をいたします。

それから、もう一つ、診療手数料ですね。診療手数料については、一応、大体50万円ほど、毎年入ってきておりますので、50万程度が、文書料とかの手数料になるんじゃないかというふうに想定いたしております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） この指定管理者がどうかというものではないんですけれども、こういう今度の条件、期間が10年間でありますとか、そういう医療器具を町で購入するとか、こういう条件で、現在の医師との交渉とかがあつたならば、また展開違ったかなというふうに感じておりますが、そういう交渉は、そういう話し合いというのはなかったのでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 今回の医療機器のほうの更新でございますけれども、一つは、今の導入しておる機器については、デジタル化して共有という形で使っていきたいということで御依頼がありましたので、こういう機械を買いかえるということについて、現在の先生との協議のほうはいたしておりません。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） これも昨日の説明で、ちょっと質問したところなんですけど、再度、本会議で確認させていただきたいんですが、昨日いただいた資料の中で提案、選定に関する提案概要というところで、効率性に関する仕組みということで、外来収益につきましては、1人当たり単価を8,200円から10年間で1万円としていくと、1人当たり単価を上げていくということが書いてあります。

これは、ともすると、お一人当たりの売り上げを上げていくということは、医療費の増嵩というふうにもとれるわけです。

昨日のお答えでは、この辺については詳しく聞き取りをするのが漏れていたというような内容の答えもあったかと思うんですが、再度、本日、このところについて、どういう対応をしているのか、どういう見解を持っていらっしゃるのか、質問をしたいんですけども。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 平山議員の質問にお答えしますけれども、この点については、確かに詳しくはちょっとお尋ねしておりませんでしたけれども、一つは、午前中に外来患者をまとめていきたいというふうな考えがございまして、ある程度、午後から患者さんが、3分の1ぐらいしか外来においでにならないので、この辺のところまでじっと待っているんじゃなくて、午前中は外来に力を入れて、それから午後からについては、地域に出て行って往診をしていくというふうな形でございますので、基本的には、やはり効率的な運営をされるものと思っております。

そういうことで、多分、費用単価のほうは推定されているんじゃないかというふうに推察いたします。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） その費用、受診の人数が今の説明ですと、受診の人数はふえる。しかし、お一人当たりの単価がふえるというところのその内容、そういったものがもうちょっと明確になるといいと思うんですけども。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 基本、一つには、やはり今までそのかかっていた事業時間というか、1人当たり、多くの患者さんを診ると、どうしてもそこはスライド式で流れていくような感じになるということで、やはり最大、1日当たりというか、午前中診るのが大体20人を10分程度かけて診るのが、理想であるというふうにおっしゃっておいりましたので、この辺に、多分、薬とかそういうのでなくて、十分診察をして行って医療単価を上げ、地域も、入院患者数を削減していただければ、当然、外来等入院される費用が違いますので、その辺に重点を置かれて、医療費のほうは下げただけじゃないかというふうに思っております。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） そういうことで、私どももいつも申し上げておりますが、予防ないし早期発見、早期治療に力を注いでいただくことによって、一時的には、1人当たりの単価は上がるけれども、将来的な重症化を防いで生涯医療費が下がるようになれば、それは全く私どもがお願いしたいことと同様なんですけど、そういうことというふうに捉えていいんでしょうか。

また、町のほうとしても、当然、病院側とそういうことをやっていくということと見ていいんでしょうかね。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 基本的に、疾病にかかったから診るという場合もあると思いますけれども、やはり早期発見、早期治療ということで、検査等をしていくというような形で、例えば、大腸がんとかそういうのを放置しておく、1,000万ぐらいの手術料に最終的になると。

ただ、前もってある程度、年に3回ぐらいのそういう検査を受ければ、そういう重篤化とか、そういうのがしないということで、当然、その辺の単価的には、そういうところも捉えてある、推定されているというふうに思いますので、あくまで予防医学的なところをしていくと、単価的にはこのくらいになるのかなというふうに、ちょっとはつきりお尋ねしたわけじゃございませんけれども、そういうふうに考えております。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） きちんとそういうこの辺の数字のところは詰めて、今後とも詰めていただきたい。

で、やはり今回、初めて指定管理ということが、もうこの大刀洗町も導入されるわけですが、全国の指定管理を見ておりましたが、やはり、運営の効率化ということから過剰な利益追求ということがなされていて、公共サービスにそぐわないような、サービス削減の実態というのがやっぱり報告されております。

そうしたことにならないように、今回のもし、これを指定管理ということで当たっては、まず、住民の命と健康を守ろう、そして、公衆衛生の先頭に立って寄与していくというところで、その基本の大原則の立場から、運営及び契約に当たっていただきたいです。

以上でございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 先日の説明で、現在は薬局が院内薬局で薬が提供されておりますが、将来的には、この指定管理の方は、院外薬局を設けたいということでした。そうなったときに設備、薬局の設備とかはどどこが担うのでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 基本的には、指定管理の中の項目のほうに入っておりませんので、院外薬局のほうを設置されるに当たりましては、当然、指定管理者のほうから事業は負担するものと思っております。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 質問というよりお願いなんですけど、住民の方々が、今まで大刀洗診療所のほうで長年受診をしていた方たちが、やはり今回、担当の先生が変わるということで、物すごく不安という方も多くおられるんですよね。

で、今回、指定管理者で応募があったことは物すごくありがたいことなんですけど、しっかりカルテの引き継ぎだったり、個人的にはお薬手帳をお持ちの方、おられますけど、薬が変わったから急にだめに、救急搬送されたというような方も声も聞きますので、しっかりと個人情報も守りながら、カルテの引き継ぎ等を嶋田病院さんのほうとしっかりしていただくように、お願いを申し上げます。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 林議員の質問にお答えいたしますけど、議員おっしゃるとおり、やはり4月1日からスムーズに開設できるように、カルテ等の引き継ぎ等は、今後、協定書を通じて、こちらからも、その協定書の中に折りこんでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 明細がないのでわかりませんからお尋ねいたします。

現在、診療所には、薬ですとか薬剤、たくさん在庫があると思います。それはどういう形で引き継ぐっていうのか、買い取られるっていうのか、そこら辺はどういうことになっておりますでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 在庫等については、一応最終、年度末にどのくらい残っているかということで確認をいたしております。

今回、4月1日できれいに終わるということにはならないと思いますので、その医薬品の在庫等については、どのような形でお互い費用負担するか、買い取ってもらうかちゅうことは、今後、協定書の中で話を進めてまいりたいと考えております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） きょうの議決をされて、その上での契約っていうことになるんですよね。ということは、ここの時点でどれくらいのことが、覚書とか取り交わされているかというのが、非常にわからないんですね。そういう資料っていうのは、ないんですか。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） 基本的には、ここによく掲げておりますように、収入とかそういう大きな取り決めはありますけども、細かい点については、最終的には協定書の中に折りこむ形になりますので、今、言われた在庫の薬剤等、この辺については、もう、そちらのほうで規定するしかないかというふうに考えております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） もう一つ、これ、確認ですが、医師を、1人の医師が、最低、週には4日以上勤務されてってことですが、この提案概要の中に、内科医に加えていって、そして特定疾患に関する医師を曜日ごとに派遣するっていうところがありますね。

これは、その指定された医師、プラスもう1人が派遣されてこられるっていうふうに解釈していいのでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） これについては、大変申しわけないんですけども、一応、最初、当初出た嶋田病院のほうからの提案書については、一応、こういう形で提案がございましたけれども、最終的にちょっと協議した中身については、基本的にはやはり1人のお医者さんを派遣するというので、これについては、嶋田病院さんのほうに、そういう診療科目がありますので、改めてこちらのほうに、現在のところは派遣するというようなことは、今のところはちょっと考えてないというふうな考え、申し出がっております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 今の部分でちょっと補足で、提案書のほうにはこう書いてあったんですが、検討委員会の中で、これは向こうのちょっと勘違いというところか、先ほど言ったような回答になるんですけど、その場で検討委員会で、ちゃんと確認した上で、ほかの検討委員さんにも、その内容を確認してもらった上での評価ということになっておりますので、それを一応、補足しておきます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで討論を終わります。

これから議案第55号大刀洗診療所の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕（1名退席）

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第12. 発議第5号 大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第12、発議第5号大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良課長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....
発議第5号 大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提出議員の趣旨説明を求めます。山内剛議員。

○議員（11番 山内 剛） こんにちは。大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを。提出者の山内でございます。

ただいま、提案理由におきましては朗読がございました。それで、これまで至った経緯を提出者として若干述べさせていただきさせていただきます。

この地方自治法の改正は、平成6年にも若干ありましたけども、今度、こういうふうに大幅に改正になるのは、久方ぶりではなかろうかと思っておるわけでございます。

平成22年の1月ごろから23年度、いろいろな検討会議をなされまして、24年3月9日に、地方自治法の一部を改正する法律案が国会へ提出されたわけでございます。

その間、やはり3議長会が非常に要望をいたしまして、いろいろ論議を重ねておったわけなんです、その中で、皆様も御承知のように、ある市長さんが専決処分を乱発したというのが、やはり国会でも直接的な契機になったのではなかろうかと、こう思うわけでございます。

それで、衆議院におきましては、いろいろな修正がなされまして、24年の8月29日に、衆議院、参議院とも、本会議で可決をされたわけでございます。

それで、公布が24年の9月の5日。この全体的な改正は、非常に中身のある重みのある、いわゆる改正がなされております。その改正の主な項目は、大きくあげると、地方議会の制度に5項目あります。

それから議会と町との関係、先ほどの専決処分もそうなりましようけども、これがやはり5項目というようなことでございます。

その中の地方自治法に、町の議会委員会条例も連動しておりますから、それが、この地方議会制度の中の3番目の議会運営の中の改正にのっとなって、どうしてもこの改正をしなければならな

いというようなことで、今回、提案に至ったわけでございます。

以上が経緯でございまして、中身につきましては、先ほど討論もございましたけども、これまでの地方自治法においては、委員会に関しては、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会が、それぞれにこうなさい、ああしなさいで、これ、法律で定めてあったわけなんです。

ところがそれを改正法において、1つの条文に統合されて、要するに、条文に統一されて、あとは議会に委員の選任等に関する事項が条例に委託されたことに伴い、大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する必要が生じた。

簡単に言うと、条文でこうあったわけのやつをそれをまとめて今度は議会に委託されたわけでございます。それが前段でございまして、そこのそれがない、深くこう、申し上げていきますと、この条例は7条の各条項、今、先ほど言いましたけど、繰り下げ、3項を追加したわけですね。

まずは、ここの先ほど改正する条例と、それから新旧対照表もございますけども、改正の内容は、まず、1議員は少なくとも一の常任委員となると規定されておりました。

今回の改正においては、常任委員の所属義務が各議会に委ねられることになったわけでございます、各所属議員ですね。標準委員会条例には、これまでと同じような内容の規定となる。

しかし、実際、中身は、言葉がちょっといろいろこういうふうになっておりますけど、これまでと同じ内容の規定となっており、また、本町においても同じ取り扱いをしておりましたので、その旨を条例にきちっと追加をさせていただきたいと。

さらに、ただし書きで、議長の常任委員会所属についてでございますが、これも議長は行政規定に基づき、常任委員を辞退することができるものとされており、本町においても、今もそういう制度でやっておるわけでございます。

議長は常任委員会に所属していないため、ただし書きに、議長の職にある者によっては、この限りではないという、もう文言はしかし追加しましたということです。

第2項は、常任委員及び議会運営委員の選任時期、さらには第3項の特別委員の選任及び在任期間に関する事項についても、これ、もう法律から削除され、条例により各議会に委ねられることになったというのが、根本でございます。

で、標準委員会条例及び本町の取り扱いにおいても、これまでもやり方は、実態の中身は、同様な扱いをやってきておったわけなんです。で、ことから改正前の地方自治法と同じ内容を規定しておるわけで、それを文面をうまくこう、整理していったということですね。

ちょっと私の説明も悪うございますけど、そういうふうで、附則では、今回の地方自治法の一部を改正する法律の施行日は公布の日、9月5日と先ほど申し上げました。本条例の改正に係る改正条文の施行日については、要するに公布の日から6カ月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行するものとされているため、附則にその旨を記載しております。

これはもうもちろん、この地方自治法が改正された9月5日の時点で決められたわけでございます。

この新旧対照表にも書いてありますように、ちょっと新旧対照表を見ていただきますと、ここは簡単に書いてありますけども、議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長の職にある者にあつては、この限りではないと。こういうやつが新設されました。

2番と私が申し上げた3番も、新設されたというようなことでございます。これは委員会の条例なんですけど、私は、やはりこの項目は、いろいろなほかのやつを、私たちも今後、議会としても注目して、まずは改正項目は通年議会ができるようになりましたですよということなんです。

しかし、この通年議会も、ただ通年議会をやると、やればいい、やれることはできますけど、非常に今度は、首長と議会との中身が変わってきております、前の法律から。

それから、臨時会の招集権も、今までは首長権がなかったんですけど、議会のほうから招集してもいいですよというようなことにもなっておりますけども、これもいろいろな中の状線があります。

それから、議会の調査権、それから政務活動費とか、それから議会と町との関係ですけど、再議制度も、今までは条例とか予算委員会の議決の予算条例とか予算だけであったんですけど、再議制度が、今度は総合計画とかいろいろな問題まで拡大をして、再議制度が通っております。

それから、これが専決処分です。これが、うちもあるわけなんですけども、今まで、副知事とかわかりやすく言うと、副市町村長なんかも、専決処分ができておったわけなんですけども、しかし、前の専決処分を、ある鹿児島でありましたのも、県のほう、国のほうから勧告はできておったわけなんですけども、その勧告にも従わなかったと。これが契機になった。

それで、今度はこの中身が、今度は一方だけでいけないから、私の知る範囲では、今度は、首長のほうからも今度は従わなければならないのは、今度は逆に申し入れができるようなこともできております。ですから、この専決処分が大幅に変わったことが、第1点です。

それから、直接請求制度が変わっております。これは、具体的に言うと、人数が、例えばいろいろな議会の解散とか要求とかをするときにも人数が変わっております。

ほか、いろいろ後が変わっておりますけども、ただきょうは、何かくどいようですけども、うちのほうの連動しとるとは、議会委員会条例の一部を改正する条例が、うちのほうで今、ありますもんですから、これを改正をこれに合わせてさせていただくということでございます。

私のほうもまだ勉強不足で、皆様に申しわけないと思いますけども、そういうことで御賛同よろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから発議第5号大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第13. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会運営委員会）

○議長（長野 正明） 日程第13、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会及び議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（長野 正明） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成24年第9回大刀洗町定例会を閉会いたします。

閉会 午前9時51分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年12月21日

議 長 長野 正明

署名議員 安丸眞一郎

署名議員 花等 順子

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年12月21日

議 長

署名議員

署名議員